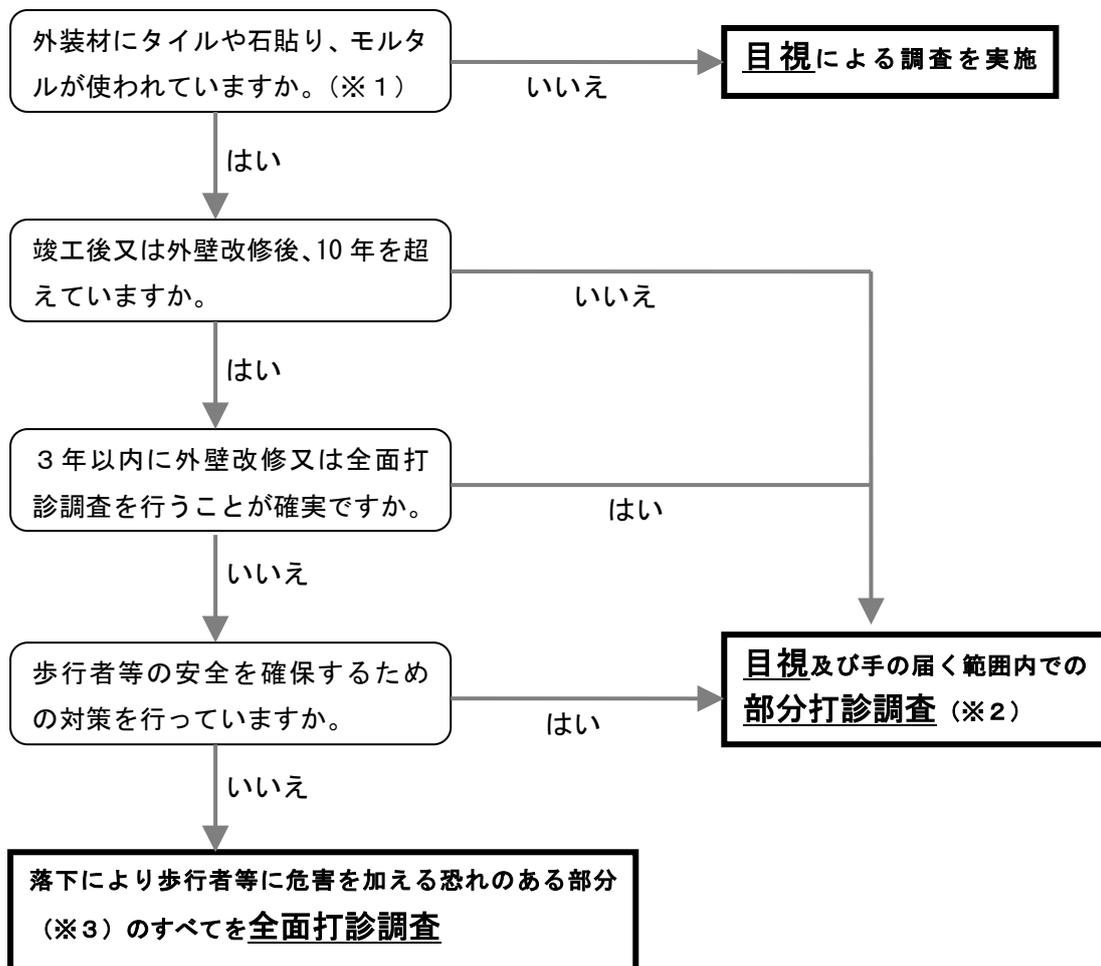


建築物の外装材のタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況に関する調査について

建築物の外装材の種類と時期によっては、全面打診調査を行い、建築基準法第 12 条に基づく定期報告を行う必要があります。

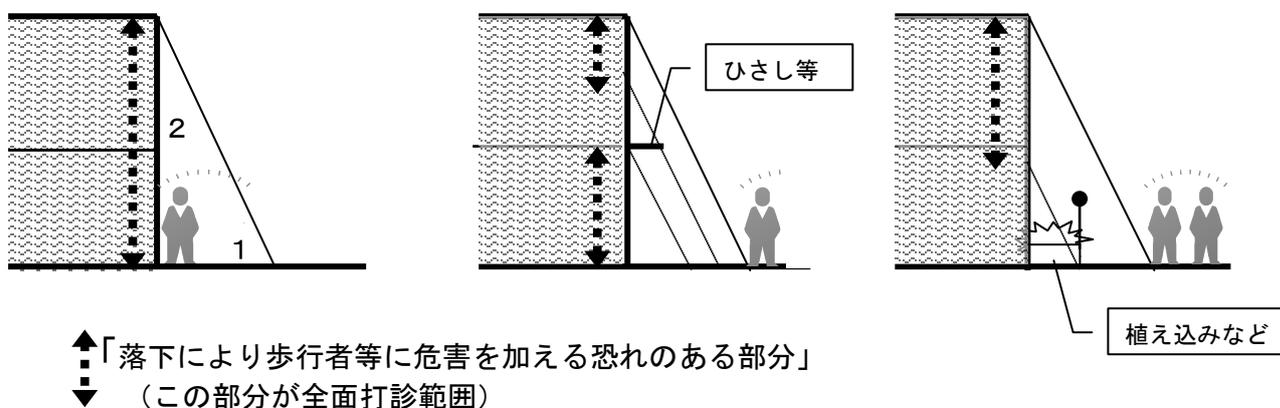
1 全面打診調査の実施フロー



※1 対象となる外壁は、仕上げ材の下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート、パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で張り付けられたタイル、石貼り等現場、工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたもの。

※2 目視や部分打診調査により異常が認められた場合は、全面打診調査を実施する。

※3 「落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分」とは次の部分です。



【平成20年4月1日 国住指第2号 建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）より抜粋】

当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植え込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険が判断される部分を除く。）をいう。

2 「目視及び部分打診」と「全面打診等」の間隔の例

| | 竣工後の年数経過 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|
| | 0～8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | | 24年 | 25年 |
| 例1 | 定期調査時に目視及び部分打診 | ☆ | ☆ | ★ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ★ | ☆ | ☆ | ☆ | 11年目に全面打診が行われている場合、全面打診後10年を超える22年目には全面打診が必要 |
| 例2 | 定期調査時に目視及び部分打診 | ☆ | ☆ | ☆ | ↔ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ★ | ☆ | ☆ | 12年目の外壁改修の予定が確実であれば、11年目での全面打診は不要。また、外壁改修後10年を超える23年目には全面打診が必要。 |

☆：目視及び部分打診調査（異常が認められた場合は、全面打診）

★：全面打診調査（落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分について）

↔：外壁改修